

夢実現弘前教育プラン

「弘前市教育振興基本計画」

～はぐくむ夢 響きあう心～

【一部改訂計画】

平成22年12月

【平成25年8月一部改訂】

弘前市教育委員会

はじめに

計画の見直しについて

弘前市教育委員会では、平成22年12月に策定した夢実現弘前教育プラン「弘前市教育振興基本計画」に基づき、弘前市が目指す教育の実現に向け、4つの基本方向に沿って、学校、家庭、地域と連携しながら様々な施策に取り組んでまいりましたが、平成25年4月、教育委員会を含む弘前市全体の行政組織の見直しが行われ、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）を市長が管理及び執行することとなったことから、教育委員会が管理及び執行する施策の方向性を定めた現行の計画を一部改訂いたしました。

この度の改訂は、スポーツに関する記述の削除のみとし、その他の施策等については現行計画を、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間も含め、そのまま引き継いだものです。

今後は、「豊かなスポーツライフの実現」を除く3つの基本方向に沿って、地域社会全体で弘前市の教育を推進します。

なお、学校における体育に関することについては、基本方向Ⅰ「夢の実現を支える学校教育の充実」において取り組むこととします。

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
第2章	教育をめぐる社会変化の動向	3
1	国の今後予想される社会環境の変化	3
	(1) 人口減少と少子・超高齢社会への突入	3
	(2) グローバル化の進展と新たな価値の創造	3
	(3) 地球環境問題の深刻化	3
	(4) 産業構造変化の進展	4
	(5) コミュニケーションの多様化	4
2	弘前市の人口・世帯・児童生徒数	4
3	弘前市の教育をめぐる現状と課題	7
	(1) 学校教育に関する状況	7
	(2) 生涯学習に関する状況	10
	(3) (削除：スポーツに関する状況)	11
	(4) 文化財に関する状況	11
第3章	弘前市が目指す教育	13
第4章	施策の方向性と展開	15
1	施策の基本的な考え方	15
2	施策の基本方向と展開	15
	施策の基本方向Ⅰ 夢の実現を支える学校教育の充実	16
	施策の基本方向Ⅱ 学び合い高め合う生涯学習社会の実現	24
	施策の基本方向Ⅲ (削除：豊かなスポーツライフの実現)	29
	施策の基本方向Ⅳ 文化財の保存と活用	29
第5章	計画の推進に向けて	33
1	推進体制の整備・強化	33
2	連携・情報交換	33
3	情報の収集・発信と市民のニーズ等の把握・反映	33
4	計画的・効果的な施策の推進	33
5	計画の進行管理	34
	施策体系図	35

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成18年に教育基本法が改正され、これまでの「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念に加え、新たに「公共の精神の尊重」、「豊かな情操と道徳心の涵養」、「伝統・文化を尊重し国や郷土を愛すること」などが教育の目的を実現するために達成すべき目標として掲げられました。同時に教育改革を実効あるものとし、国の教育が目指す姿や道筋を明らかにするため、同法第17条において、国に教育振興基本計画の策定が義務づけられ、地方公共団体においても国の計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定が求められています。

このため、青森県においては、平成20年に策定した青森県基本計画「未来への挑戦」の「教育・人づくり分野」を青森県教育振興基本計画として位置づけ、教育の振興に関する施策の計画的な推進を図ることとしました。

当市においては、平成20年に策定した弘前市総合計画基本計画の教育及び人づくりに関する施策をもって弘前市教育振興基本計画と位置づけておりました。しかし、平成22年10月に弘前市総合計画基本計画が戦略的アクションプラン¹へと移行されたことに伴い、弘前市教育委員会としては、学校、家庭、地域、そして教育行政が一体となって総合的、計画的に教育を推進していくために、中・長期的視点に立ち、弘前市ならではの目指す教育の姿を明確にした新たな弘前市教育振興基本計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するもので、弘前市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

¹ **アクションプラン**／市長が、マニフェストに掲げた政策を迅速かつ着実に実行するため、平成22年10月に策定した『弘前市アクションプラン2010』のことをいう。計画期間は平成22年度から25年度までの4年間。

また、弘前市総合計画基本構想の教育及び人づくりに関する政策と連動し、施策の重点を明確化するために毎年度見直しされてきた弘前市教育基本方針の理念を引き継ぎ、さらにアクションプランの関係施策も含め、今後取り組むべき教育政策・施策を体系立てて策定するものです。

3 計画期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、前期計画期間を平成25年度までの3年間、後期計画期間を平成27年度までの2年間とします。

なお、前期の最終年度に後期の実施に向けた見直しを図るほか、計画期間中に法改正及び市の上位計画の改編等が生じた場合は、随時所要の見直しを図るものとします。

第2章 教育をめぐる社会変化の動向

1 国の今後予想される社会環境の変化

(平成20年7月1日策定 国における教育振興基本計画を参考)

(1) 人口減少と少子・超高齢社会への突入

少子化の進行により、人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で、人口の4人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入します。こうした状況に対応するため、教育を含む社会システムの再構築が重要な課題となります。

(2) グローバル化の進展と新たな価値の創造

グローバル化が一層進むとともに、中国などの諸国が経済発展を遂げ、国際競争がさらに激しさを増すと同時に、国内外の外国人との交流の機会が増え、異文化との共生がより強く求められるようになると予想されています。知識が社会・経済の発展を駆動する「知識基盤社会²」を経て、知的・文化的価値に基づく「ソフトパワー³」の国際的役割が増え、新たな社会的価値や経済的価値を生み出すイノベーション⁴創出の重要性が一層高まります。

(3) 地球環境問題の深刻化

地球温暖化問題をはじめ、さまざまな環境問題が複雑化、深刻化し、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となります。教育分野においても、持続可能な社会の構築に向けた教育の理念がますます重要となります。

² **知識基盤社会**／平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において「21世紀は、いわゆる知識基盤社会(knowledge-based society)の時代である」とされ、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義。

³ **ソフトパワー**／経済力や軍事力といったハードパワーに対峙するもので、教育、文化、科学など強制力を伴わない国力をいう。

⁴ **イノベーション**／既存のモノ・仕組みなどに対し全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に持続した発展をもたらす人間の創造的活動。

また、人間を含む生命の多様性を維持する課題を視野に入れた取組が大切になります。

(4) 産業構造変化の進展

サービス産業化など産業構造の変化がさらに進展し、非正規雇用の増大や成果主義・能力給賃金の導入など雇用の在り方の変化がさらに進むことが予想される中で、個人の職業能力の開発や雇用の確保、再挑戦の可能な社会システムの整備、さらには一人一人の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保が一層重要な課題となります。

(5) コミュニケーションの多様化

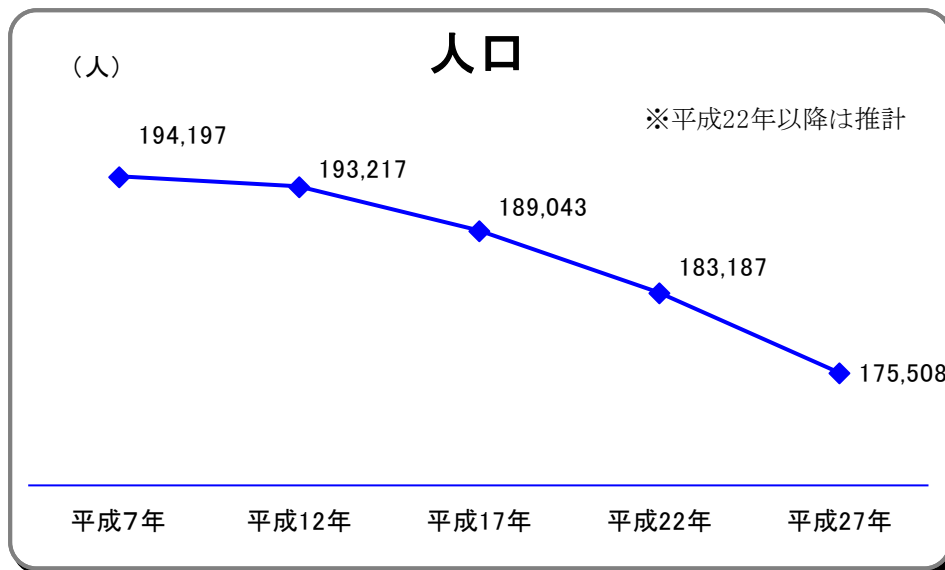
ライフスタイルの多様化が一層進むとともに、インターネットや携帯電話等の浸透によりコミュニケーションの質に変化が見え始めており、その影の部分への対応も課題となります。

また、ボランティア活動などを通じた社会貢献やネットワークづくりの意識が高まり、新たなコミュニティづくりや生きがいの模索が始まっています。

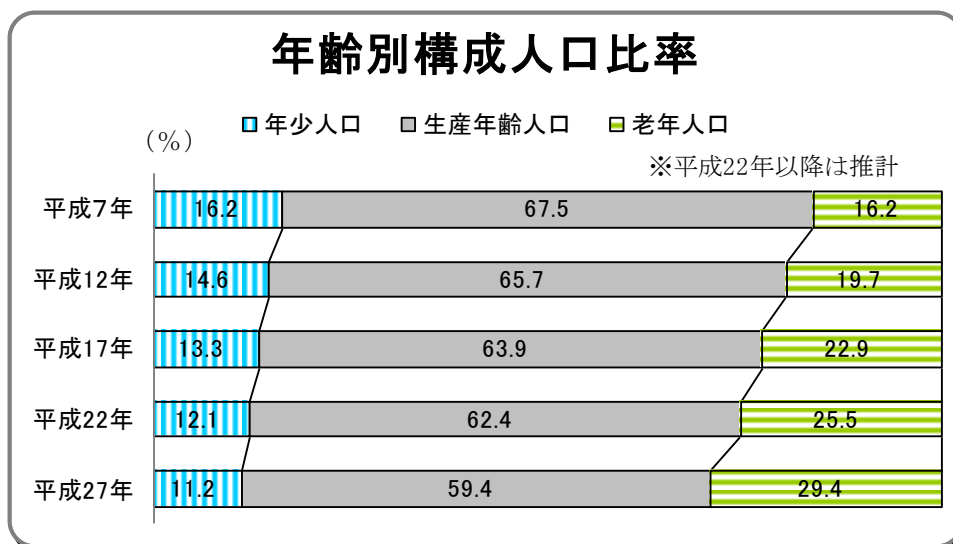
2 弘前市の人口・世帯・児童生徒数

（人口・世帯の状況は、平成20年1月18日策定 弘前市総合計画から）

当市の人口は、平成7年の194,197人（国勢調査より）を境に減少に転じ、今後も減少の割合がさらに拡大し、平成27年では、175,508人と推計されています。

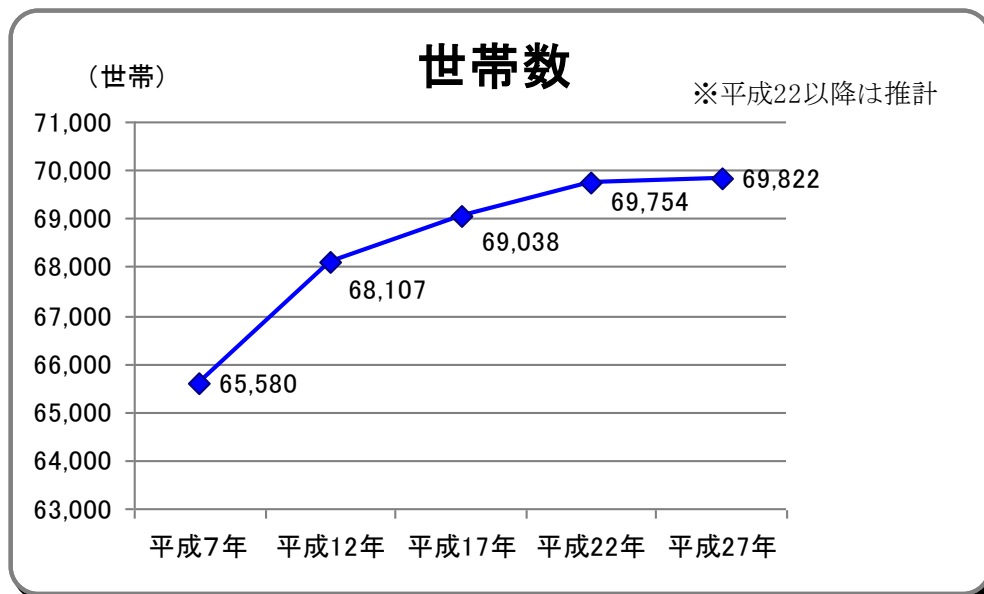


年齢別構成人口では、年少人口比率と生産年齢人口比率は国勢調査ごとに低下する一方、老年人口比率は上昇を続けています。今後もその傾向は続くものと予想され、平成27年には、老年人口が約3割を占める見通しです。

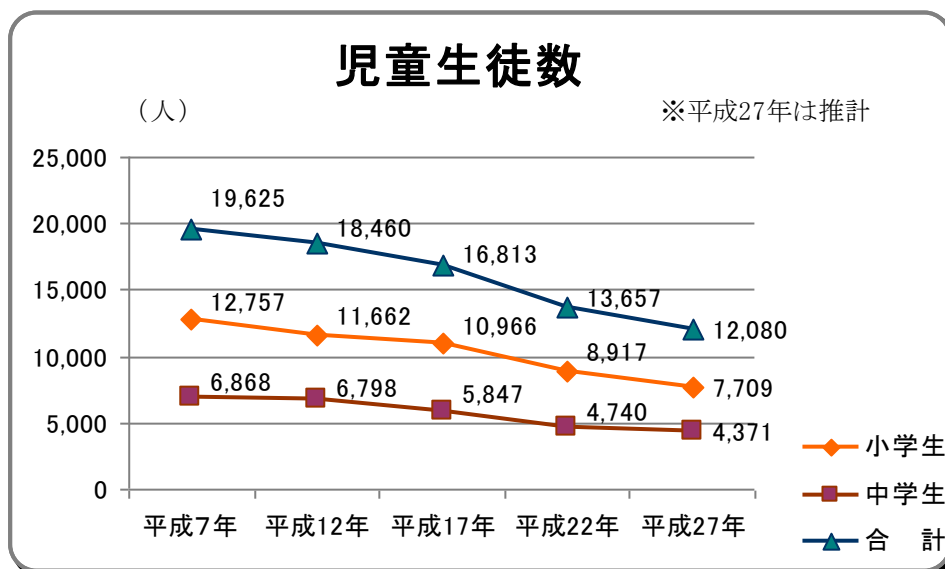


※年少人口：0-14歳、生産年齢人口：15-64歳、老年人口：65歳以上

世帯数（一般世帯）は増加しているものの、増加率は鈍化傾向にあり、平成22年から平成27年までの5年間の増加数は100世帯を下回り、世帯数の増加も収束する見通しで、平成27年の一般世帯は69,822世帯と推計されています。



児童生徒数では、平成7年の19,625人（小学生12,757人、中学生6,868人）から平成27年には12,080人（小学生7,709人、中学生4,371人）と約4割減少するものと推計されています。



※数値は学校基本調査によるもので、平成7年から平成17年までは、旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村の合計です。

3 弘前市の教育をめぐる現状と課題

(1) 学校教育に関する状況

【心の育成の状況】

子どもたちが生涯にわたりよりよい社会生活を送るために、その基盤となる自らを律する心や互いを思いやる心、望ましい人間関係を築く力など、豊かな人間性や社会性を育む教育の充実が求められています。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもたちが地域の人々や自然、社会と直接ふれ合い、さまざまな体験をする機会が少なくなっています。その結果、子ども自身の生活意識にも影響を与えて、生命の軽視、自己中心的な価値観、規範意識の低下、他人を思いやる心の希薄化など、子どもの人格形成におけるさまざまな課題が指摘されています。

平成21年度の全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果から、豊かな心の育成については、当市の小学生は、全ての設問において県平均を上回るか同程度の結果を示しました。しかし、中学生では、「学校のきまりを守っている」、「友達との約束を守っている」の設問で県平均を下回り、規範意識や望ましい人間関係を築く力に課題が見られました。また、「人の役に立つ人間になりたい」の設問で県平均を上回る一方で、「人が困っているときは進んで助けている」の設問では県平均を下回るなど、道徳的実践力に課題が見られました。

このような子どもたちの現状を踏まえ、学校教育では発達の段階に応じた適切な指導や、子どもたちが友だちや教師とともに学び合うさまざまな活動を通して、社会生活を送る上で必要な規範意識や自他の生命の尊重、望ましい人間関係を築く力、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養い、豊かな心を育む教育の推進を図る必要があります。

【学力と学習の状況】

新たな価値の創造がより求められる社会へ移行しつつある中、さまざまな分野で技術を創出することのできる幅広い知識と柔軟な思考力、判断力等を備えた人材の育成が重要になっています。そのため、基礎となる学力をしっかり身に付けながら、その力を活用し、自ら課題を見つけ、自ら学び、さまざまな課題をコミュニケーションを図りながら他者と協力して解決できる

力を育む教育が求められています。

当市が実施している学力検査の平成22年度の結果は、小学校では平均正答率が全国平均を上回り、中学校では全国平均をやや上回るか同程度となっています。また、平成21年度の青森県学習状況調査の結果は、当市小・中学校ともに平均正答率は県平均と同程度です。平成21年度の全国学力・学習状況調査によれば、当市小・中学校ともに県と同様に全国平均を上回っており、「将来の夢や目標を持っている」や「読書が好き」と答えた子どもの割合は全国や県と比較して高くなっています。一方で「身に付けた知識・技能を実生活や学習等で活用することが十分できていない」、「家庭での学習時間が少ない」などの傾向が明らかになっています。

このことから、今後とも、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視し、身に付けた知識・技能の活用と思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図るために、授業の充実や学力の向上に向けた取組を推進する必要があります。併せて、子どもたちの実態に即し、より一層きめ細やかな指導が行われるよう、教育環境を整備する必要があります。

【体力・運動の状況】

体力面では、新体力テストの結果から、小学生に体力向上の兆しが見られる反面、中学生は全国平均を下回る種目もあり、体格に見合ったバランスのとれた体力向上を図る必要があります。

また、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向による体力低下が懸念されることから、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力ある生活を送る態度を育成するため、運動の喜びを感じ取るための個人差に応じた指導の工夫や、スポーツ活動、学校運動部活動の充実を図る必要があります。

【保健・食育の状況】

健康面では、体格において身長・体重・座高全ての項目で全国平均を上回っているものの、疾病等の状況を見ると、う歯の罹患率、視力1.0未満の割合が小・中学生ともに全国平均より高くなっています。また、小学生では肥満傾向の割合も全国平均より高くなっており、食生活等に起因する健康問題や生活習慣病、さらには薬物乱用、性の逸脱行為といった心身の健康に関わる新たな問題も指摘され、家庭と協力した健康教育の充実が望まれます。

平成22年8月には全市立小・中学校への学校給食を開始しました。これを踏まえ、学校給食を通じた地場産品の利用促進とともに、望ましい生活習慣や食習慣の定着に向けた食育の推進を図る必要があります。

【生徒指導の状況】

生徒指導は、子どもの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高めるよう指導、援助するものであり、全ての子どもの居場所を保障しながら学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つです。

子どもの抱える問題には、さまざまな背景が見られることから、家庭・地域や関係機関との連携・協力が求められています。

問題行動の傾向としては、小学生からの万引きや喫煙に加えて、中学生では深夜徘徊にともなう非行問題などが懸念されており、小学校から発達の段階に応じて、自己肯定感を育て、集団の中で思いやりや協調性を高め、規範意識を内面化させるための指導を行う必要があります。

また、不登校傾向のある子どもについては、家庭との緊密な連携や協力を図りながら、学校での居場所づくりや小・中連携による取組の推進が求められています。

さらに、いじめについては「人間として絶対に許されない」という人権尊重の精神や思いやりの心を、他者との違いを受け入れる態度とともに育てることが望まれます。

なお、近年は携帯電話等によるネットいじめなどが問題となっており、情報モラル教育の充実など、コミュニケーションの質の変化などに留意した生徒指導体制の強化が重要となってきています。

【特別支援教育の状況】

特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加に向けた効果的な指導を行うため、特別支援学級が小・中学校合わせて44校に84学級、通級指導教室は小学校2校、幼稚園1園に設置されています。いずれにおいても、子どもの実態に基づいた「個別の指導計画」はおおむね作成されています。さらに、将来の生活までも見通した指導を行う必要があり、家庭や地域を含む関係諸機関と連携した個別の教育支援計画を整備していくことが求められています。また、特別支援学校や特別支援学級を担当した経験のある教員が少なく、特別支援学校の支援の活用や研修の充実など、関係機関との連携によ

る専門的な指導力の向上が課題となっています。

【学校施設環境の状況】

平成22年度の市立学校数は、小学校37校、中学校16校です。文部科学省が定める適正規模校（1校当たり12～18学級）は、小学校が16校、中学校が5校であり、市立学校の多くが小規模校となっています。そのため、平成21年5月、弘前市立小中学校通学区域改編協議会の報告を基本に小・中学校の規模適正化に関する方針を定めました。今後も地域の特性に配慮しながら、学習活動の充実と施設整備の観点から、複式学級の解消を最優先に、学校規模の適正化を進めていく必要があります。

また、安全・安心な教育環境の確保のため、耐震化が遅れている学校施設については、引き続き速やかに補強工事等に取り組む必要があります。

さらには、地域住民のもっとも身近に所在する学校を、スポーツ活動など地域住民の活動の場として有効に活用することが求められています。

（2）生涯学習に関する状況

【市民意識と学習環境の状況】

産業構造の変化や情報通信技術の急速な発達などにより、市民のライフスタイルにも変化が見られ、自らの人生を豊かに生きるために多様な学習機会を求める市民の意識が高まっています。

また、高齢者の人口比率が上昇していることから、高齢者がいきいきと学習や社会活動に参加できるような環境づくりを進めることが求められています。

このため、専門知識を持ったスタッフの充実を図りながら、市民の学習ニーズに即した生涯学習活動を、大学や社会教育関係団体、地域の各種団体等と連携しながら進めるとともに、学習機会に関する情報提供を充実させる必要があります。

さらには、個人の学習成果を地域社会に還元できるような環境づくりに努め、生涯学習社会の実現に取り組むことが課題となっています。

【青少年育成の状況】

都市化や核家族化の進展、格差感の広がりなどの社会環境の変化により、

人々の連帯感が薄れ、家庭や地域で子どもを育てる力が低下してきていることから、子どもたちの他者を思いやる心や社会のルールを守ろうとする意識などの低下が懸念されています。

このため、子どもたちを温かく導き育てるよう、家庭での教育活動を支援するとともに、地域の青少年育成団体等と協力し、子どもたちのさまざまな社会体験、自然体験や異年齢集団での体験等を通して思いやりの心と規範意識を育み、心豊かでたくましい人間に成長するよう支援する必要があります。

【社会教育施設の状況】

現在、市民の学習活動の拠点である社会教育施設の多くは、老朽化が進んでいることから、施設機能の維持向上のために計画的な整備を行うことが課題となっています。また、利便性の向上や効率的な運営についての工夫や各施設の自主事業についても、より一層の充実が求められています。

公民館においては、地域づくりの拠点として、特色ある学習活動や地域課題に対応した学習機会の提供が求められています。

図書館では、市民の求める図書館資料の整備や情報提供のほか、子どもの「読む・調べる」習慣の定着に向けて取り組む学校との連携など、豊かな情操を育むための読書活動の推進が求められています。

郷土文学館では、郷土出身作家などの業績を紹介するとともに、その足跡などに触れる機会の提供や情報発信が求められています。

博物館では、郷土を愛する心を育てるため、歴史文化遺産等の効果的・効率的な鑑賞機会の提供や貸館制度の活用推進等が課題となっています。

(3) スポーツに関する状況

(削 除)

(4) 文化財に関する状況

【保存の状況】

当市には、長い歴史の中で、今日まで保存・継承されてきた貴重な文化財が、国指定35件、県指定54件、市指定141件存在しています。

特に、近世から近代の史跡・建造物が多いことから、全国でも有数の城下町として知られ、「弘前らしさ」の一つとなっています。

また、岩木山麓に点在する縄文時代の遺跡や中世・近世の城館跡など、数多くの埋蔵文化財を有しています。

文化財は、将来に継承することが大切ですが、未指定文化財建造物などの老朽化による取り壊しや、民俗文化財については、後継者不足のため伝承が困難な状況にあり、これらの保存対策が求められています。

また、保存を図りながらも、その特性を十分に生かして活用することも求められています。文化財の一部を構成する歴史資料については数多くの藩政資料等が現存しており、保存のあり方や展示の方法を考慮した活用施設等の整備が求められています。

【公開・活用の状況】

文化財の保護には、市民をはじめ多くの方々の理解が必要であり、そのためには誰もが身近な存在として感じてもらえる施策が求められます。

また、地域に根ざした固有の文化遺産は、教育及び地域の文化活動等に貢献できるものとして大きな期待が寄せられています。

当市は、岩木山の麓に大森勝山遺跡をはじめとする多くの縄文時代遺跡を抱え、津軽平野の中心に、城下町として発展してきました。

築城以来ほぼ全域が残る弘前城跡を囲むように、藩政時代からの町並みや建物が面影を留めています。さらに市街地には、近代洋風建築や現代建築が点在し、独特の風情を添えています。

そして、周辺にはりんご園が一面に広がり、これらが一体となって、どこかなつかしいふるさとも感じさせるまち、それが城下町弘前です。

このような地域の歴史や景観に触れ、文化財愛護の精神を育むことは、郷土を愛する心に加え、豊かな心と感性を育てることにもつながります。

そのためには、学校と連携し、そのニーズ等を把握しながら、弘前らしさの源につながる城下町や洋風建築等を学習素材として活用し、子どもたちの郷土への関心を促し郷土愛を育む教育を支援する必要があります。

併せて、文化財の整備と資料の収集を継続しながら、学校や社会教育施設等への文化財情報の発信に努めることも必要です。

第3章 弘前市が目指す教育

これまで、弘前市では、一人一人の考え方や生き方が異なっても、一人一人が「全体性をもった固有の存在であること」を認め、個を大切にした教育が行われてきました。

そして、その人らしい輝きを放ちながらも、個と全体が調和した社会を創りだし、弘前の「教育風土」として培われてきたように思います。

この計画においても、先人たちが築き、脈々と受け継がれてきた「個が生き、個が輝く」教育を大切にしながら、次のことを目指して取り組みます。

「自分が新しい自分をつくる（創る）」教育を目指します。

一人一人の子どもや大人が、学習活動やスポーツ活動、文化活動などあらゆる生命活動において、自分らしさを生かした取り組み方で、今の自分を、より深め、高め、広げ、あるいは強めて、「新しい自分」を創ります。

この「個をつくる（創る）」教育を進めるための環境づくりと適切な支援に努め、これからの時代を生き抜く力を備えた人を育てていきます。

「これまでと今、そしてこれからをつなぐ（繋ぐ）」教育を目指します。

今日までの社会を創り、支えてきた人々、そして今の社会を支え、牽引している人々が培ってきた伝統・文化、社会に貢献する生き方、磨いてきた知恵や技術などを次の世代に伝えます。

この「時代をつなぐ（繋ぐ）」教育を通して、新しい時代を切り拓いていく人を育てていきます。

「心と心をつむぐ（紡ぐ）」教育を目指します。

学校と家庭、学校と地域、学校教育と社会教育など、関係する人や機関それぞれが関わり合い、学び合い、支え合いながら心と心を紡ぎ、連携、協働して社会全体で教育に取り組みます。

この「心と心をつむぐ（紡ぐ）」教育を通して、生命を尊重する心、公共の精神、望ましい人間関係を築く力などを培うとともに、これからの社会のあり方を考え、新しい社会づくりに取り組む人を育てていきます。

弘前市は「個をつくる（創る）」、「時代をつなぐ（繋ぐ）」、「心と心をつむぐ（紡ぐ）」教育を基調として、第4章に示した施策に総合的、計画的に取り組めます。

第4章 施策の方向性と展開

1 施策の基本的な考え方

第2章で述べた当市の教育をめぐる現状と課題等を踏まえ、弘前市の教育が目指す姿を実現するためには、子育てや地域コミュニティなどの関連する分野を含めた全庁的な取組とともに、学校、家庭、地域などが共通理解のもとで相互に連携協力し社会全体で取り組むことが必要です。

この「連携・協働」があつてこそ、弘前市の全ての資源を最大限に活用することが可能になると考えます。このことから、各施策の取組全般にわたり、この考え方を重視して取り組みます。

2 施策の基本方向と展開

施策の基本的な考え方を踏まえ、目指す姿の実現に向けて実施する施策の方向性を明らかにするため4つの基本方向を定めるとともに、それぞれの基本方向を具体化するための目標を掲げ、計画的な推進に取り組みます。

施策の基本方向Ⅰ

夢の実現を支える学校教育の充実

弘前市の未来を支える子どもたちの豊かな人間性の育成と確かな学力の向上を目指し、幼児教育・義務教育の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携を図り、安心して学ぶことができる教育環境の整備に努めます。

目標1

豊かな心と健やかな体の育成

生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体を育成するとともに、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養います。

施策1

豊かな心を育成する教育活動の充実

幼児期からの豊かな情操や規範意識、命を大切にする心など、豊かな心を育み望ましい人間関係を築く教育活動を推進します。

【主な取組】

- 命を大切にする心や倫理観などを育む教育の推進と研修の充実を図ります。
- 子どもの自己肯定感を育み、望ましい人間関係を築くための教育の推進と研修の充実を図ります。
- 芸術に親しむ心情や態度を育むための教育の推進と研修の充実を図ります。
- 幼稚園の教育環境の整備や教員の資質向上に努めるとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を図ります。

施策2

健やかな体を育成する教育活動の充実

生涯にわたって積極的に運動に親しみ、健康・安全で活力ある生活を送るために、体育活動や食育などの健康教育を充実させ、家庭・地域とも連携した取組を推進します。また、関係団体との連携等による指導者の育成に努め、学校運動部活動等への積極的な派遣を行うほか、各種大会への参加を支援します。

【主な取組】

- 子どもの実態を把握し、食育などの健康・安全教育を推進します。
 - ・ **学校給食への地元産品の利用促進** [アクションプラン 2-(1)-12]⁵
- 体力・運動能力等調査の実施及び体力向上の取組を推進します。
- 学校のスポーツ、運動部活動に指導者を派遣するなど学校運動部活等の支援に努め、体育活動の充実を図ります。
- 中学生の県、東北及び全国大会等出場への支援に取り組みます。

目標2 確かな学力の向上

次代を担う子どもたちの一人一人に「生きる力」を育むため、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視しながら、それらを活用するために必要な思考力・判断力・表現力と主体的に学習する意欲や望ましい学習習慣の育成を図り、確かな学力の向上を目指します。

施策1 授業の充実

一人一人の子どもが、学習に関心を向け、主体的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、能力・適性に応じた指導と望ましい学習集団の形成と学習習慣の育成に努めます。

【主な取組】

- 授業の充実を図るための指導や助言を行います。
- 「学習指導の手引」等の指導資料を作成し、授業力向上のために活用を図ります。
- 各学校に外国語指導助手等を派遣し、授業の充実を図ります。

施策2 学力の向上に向けた取組の推進

⁵ 市長がマニフェストに掲げた「7つの約束」を実現するための100の施策のうち、アクションプラン(1頁脚注1参照)の計画期間中にチャレンジする67の事業。整理番号は、「7つの約束」の区分に応じ個々の事業に付されたもの。(例:「約束 4-(2)」のNo.3 ⇒「4-(2)-3」)

子どもの学力の状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、改善の方向性を示し、各学校が指導の改善に活用できるようにします。また、学力の向上に向けた校内体制づくりや効果的な指導の工夫に加え、少人数学級化へ向けた取り組みや家庭学習の習慣化、小・中学校の連携等を推進します。

【主な取組】

- 学力検査等を実施し、その結果を活用した指導改善への取組を行います。
 - 学力向上に向けた各学校の取組を支援するとともに、研修の充実を図ります。
 - きめ細かな指導ができるよう、少人数学級化に取り組みます。
- ・ **小学校の33人学級拡充の検討** 【アクション 4-(2)-3】

目標3 創意工夫に満ちた信頼される学校づくり

いきいきと安心して学ぶことができる信頼される学校づくりのために、家庭・地域と連携し、地域の資源を活用しながら、主体的で創造的な教育活動を展開します。

施策1 特色ある教育活動の推進

国際化、情報化などの社会変化や技術革新等に対応できる人材を育てるために、各学校が創意工夫し、子どもや地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開します。

【主な取組】

- 外国語活動を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする子どもの育成に努めます。
- ・ **小学校実践英語教育モデル校の試行(英語による授業の試行)** 【アクション 4-(2)-7】
- コンピュータ活用教育の研究・講座等を実施し、情報教育の充実を図ります。
 - 科学技術の基盤となる理数教育の充実に努めます。
 - 地場産業の活用など、地域の特色を生かしたものづくり教育を推進します。

- 発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 学校訪問により、学校運営や教育課程について指導や助言を行います。

施策2 生徒指導の充実

子ども一人一人が主体的に判断し、行動し、積極的に自己の良さを伸ばしていけるよう、全ての子どもの居場所を保障し、信頼関係を基盤とした生徒指導を推進するとともに、校内外の教育相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

- 教員の生徒指導に関する指導力の向上を図るための研修等に取り組みます。
- 保護者や関係機関と連携し、問題行動の未然防止に努めます。
- 不登校傾向を示す子どもとその保護者及び教職員に対し、相談・援助を行います。

施策3 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を行うため、相談や調査を行うとともに、小・中学校に特別支援教育支援員を配置するほか、教員や市民のための研修を実施します。

【主な取組】

- 特別な支援を必要とする子どもの適正な就学を図ります。
- 特別支援教育に関する研修会を実施します。
- 特別支援教育支援員を配置するなど、指導体制の充実を図ります。

施策4 家庭・地域との連携及び学校相互の連携の推進

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、地域ぐるみで子どもを育てるために、家庭・地域との連携や学校相互の連携を図り、それぞれがもつ教育機能を十分発揮して教育活動の活性化と充実に努めます。

また、地域住民の活動の場として、学校施設の有効活用を図ります。

【主な取組】

- 学校評議員制度の活用や学校評価の充実などにより、地域住民の声を学校運営に反映させます。
- 地域の人材を活用しながら、特色ある学校づくりを推進します。
- 発達の段階に応じた系統的、継続的な指導の充実を目指し、学校相互の連携を推進します。
- 余裕教室の転用を検討し、有効活用に努めます。
- 学校体育施設開放事業の推進を図ります。

目標4 教員の資質の向上

子どもの成長・発達についての深い理解、教科等に関する専門的な知識、広く豊かな教養、これらに基づいた実践的指導力など、教員の資質を向上させるために、指導に関する研修や研究活動の充実を図り、人材育成の推進に努めます。

施策1 指導力を高める教員研修の充実

教員の資質や指導力の向上を図るため、各種研修を実施するとともに、各学校等で行われる研修会・研究大会を支援します。

【主な取組】

- 教員の資質や実践的指導力向上のため、各教科等の研修の充実を図ります。
- 外部講師を活用した校内研修を支援します。
- 大学等への長期派遣研修の活用を図ります。

施策2 教育課題の解決を目指す研究活動の推進

学習指導、道徳教育、体育・健康教育等に関わる教育課題の解決を図る実践的な研究を推進し、その成果の普及に努めます。

【主な取組】

- 教育課題をテーマとした研究校を指定し、実践的な研究の取組を支援します。
- 特色ある学校教育活動を推進し、自主公開研究発表を行う学校を支援します。
- 各教科等の研究を行う小学校教育研究協議会及び中学校教育研究会を支援します。

施策3 目標管理を生かした人材育成の推進

青森県教育委員会の「教職員の人材育成・評価制度」の活用を通して、教職員が自己目標の達成に努めることにより、資質能力の向上や学校組織の活性化を図るとともに、信頼される学校づくりを推進します。

【主な取組】

- 教職員の人材育成・評価制度の充実・活用を図ります。

目標5 良好な教育環境の確保

学校規模の適正化を進めるとともに、学校施設の耐震化をはじめとする教育施設の整備を促進します。また、学校と関係機関の連携や地域の協力を得ながら、子どもたちの安全・安心な環境確保や、経済的理由によって就学が困難な子どもたちへの教育の機会の確保に努めます。

施策1 学校施設の整備

学校施設は、子どもたちが安心して学び、生活する場であるとともに、災害時には避難場所としての役割も果たすことから、小・中学校の耐震化に取り組むとともに、安全で安心な教育環境の整備を推進します。

【主な取組】

- 小・中学校施設の耐震化に取り組みます。
- 老朽校舎等の改築に取り組みます。
- 学校施設の維持管理に取り組みます。

施策2 安全・安心な環境の確保

学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校・家庭・地域・関係機関との連携により地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や子ども自らが安全な行動をとれるようにするための取組を推進します。

【主な取組】

- 学校・家庭・地域・関係機関が連携した安全な環境の確保に努めます。
- 子ども自らの安全を守るための取組の充実に努めます。

施策3 学習意欲を引き出す教育環境の整備

子どもたちが質の高い充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、教材や図書の実態整備に努めます。また、学校事務の適正執行の徹底を図るほか、教員の多忙化への対応として事務の効率化や簡素化に取り組むなど、教員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めます。

【主な取組】

- 学習意欲を引き出すため、教育機器の効果的活用を図ります。
- 学校事務の処理マニュアルを整備し、事務の円滑化に努めます。

施策4 学校規模適正化の推進

子どもたちが充実した学校生活を送り、確かな学力と豊かな人間性を備え、生きる力を育ていける良好な学校規模の実現に向けて取り組みます。

【主な取組】

- 学校規模の適正化に取り組めます。

施策5 就学等の支援

教育の機会均等の観点から、経済的理由により就学等が困難な世帯等への支援を推進します。

また、私立高等学校の教育振興を図るための支援にも引き続き取り組みます。

【主な取組】

- 私立幼稚園が行う就園奨励事業を推進します。
- 就学費用の扶助や奨学金の貸付け等を行い、経済的に就学等が困難な世帯を支援します。
- 私立高等学校における教育設備の整備に対する助成を実施します。

施策の基本方向Ⅱ

学び合い高め合う生涯学習社会の実現

子どもから高齢者まで豊かな人生を送ることができるよう、市民のニーズにかなった多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を生かせるような環境づくりに取り組みます。また、快適な学習環境を維持するために社会教育施設の計画的な整備を進めるなど、市民がいきいきと学び合い、ともに高め合う生涯学習社会の実現を目指します。

目標1 生涯学習推進体制の充実

多様化・高度化する学習活動を支援するため、関係機関や関係団体等と連携しながら、市民の温かい交流と学習の輪が広がる生涯学習社会の実現に向けた推進体制の整備に努めます。

施策1 生涯学習推進体制の基盤整備

市民ニーズに即した学習機会や学習情報を提供するため、社会教育関係職員の研修を充実し、職員の資質向上を図ります。また、国・県等の関係機関との連携や各種情報の収集に努め、生涯学習を推進するための基盤を整備します。

【主な取組】

- 社会教育関係職員の資質向上のため、計画的な研修に努めます。
- 生涯学習推進の基礎となる学習情報の収集と活用に努めます。

施策2 学校教育との連携及び家庭教育の支援

学校教育と社会教育の連携により心豊かな子どもの育成に努めるほか、学校と地域の結びつきを強め、地域ぐるみで子どもたちの成長を温かく見守り支援する環境づくりを進めます。

また、家庭は全ての教育の原点であることから、子どもの成長段階に応じた学習機会や情報を提供するなど、家庭教育の支援に努めます。

【主な取組】

- 学校と連携し、子どもの情操を育む事業の推進に努めます。
- 地域の力を学校教育に生かすための取組を推進します。
- 家庭教育を支援するため、関係機関と連携し各種情報の提供に努めます。

施策3 社会教育関係団体等との連携及び支援

社会教育関係団体や大学等との連携・支援により、市民が市民を育て、ともに高め合う社会環境づくりに努め、さまざまな分野における学習と市民交流の活性化を図ります。また、小・中学校の文化活動団体への支援により、子どもたちの芸術文化活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 各種助成制度の活用等により社会教育関係団体等を支援し、市民の自主的な活動の活性化と魅力ある学習機会の提供に努めます。
- 大学と連携した地域づくり事業に取り組みます。
- 小・中学校の芸術文化活動に対する助成や、県・東北及び全国大会等出場への支援をします。

目標2 多様な学習機会の提供

市民が生涯にわたって自ら学習できるように多様な学習機会を提供するとともに、その学習成果を地域づくりやボランティアなどの社会参加活動で生かせるような環境づくりに努めます。

施策1 自己実現を図るための学習機会及び情報の提供

生涯にわたって自己をみがき高めようとする市民の学習ニーズに応えるため、多様な学習機会と充実した学習情報の提供に努めます。

【主な取組】

- 市民の学習ニーズに応じた各種講座や企画展等の充実に努めます。
- 広報等を活用し、多様な学習情報を市民に提供します。

施策2 地域に根ざした教育活動の促進とコミュニティづくりの推進

地域に根ざした教育活動は、市民生活を向上させるとともに伝統や文化を育む礎となります。地域コミュニティにおける学習活動を支援し、地域を学び弘前を知る学習機会の提供に努め、笑顔と活力にあふれる地域づくりを推進します。

【主な取組】

- 地域に根ざした教育活動を展開し、地域の活性化を図ります。
- 公民館の各種事業等を通して地域のコミュニティづくりに努めます。

施策3 ボランティア活動の支援

人と人との交流の輪を広げ、さまざまな分野にわたって市民の社会参加を促すために、ボランティア活動を支援します。

【主な取組】

- 市民のボランティア活動を支援し、自己実現と社会貢献の啓発に努めます。

目標3 次代を担う青少年の育成

心身ともに健全な青少年の成長を願い、地域ぐるみで子どもを守り育てる仕組みづくりを推進・支援するとともに、多くの人との関わりやさまざまな体験活動等を通して、他人を思いやる心や感動する心、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力を養うなど、「生きる力」を育むための事業の充実に努めます。

施策1 青少年団体等の育成と活動の支援

子どもと地域の結びつきを深め、地域全体で子どもを育むための仕組みづくりを推進するとともに、子ども会をはじめとする青少年団体等の活動を支援し、子どもたちの笑顔あふれる弘前づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ▶ 子ども会をはじめとする青少年団体等の育成及び支援を行います。
 - ・子ども会活動の活性化(地域コミュニティの復活)【アクション 4-(1)-7】

施策2 豊かな情操を育む事業の展開

子どもたちに豊かな情操を育むために、基礎となる「考える力」、「感じる力」、「表現力」等を育てる読書活動を進めるとともに、自然体験や異年齢集団での交流活動など魅力ある事業を展開し、子どもたちが思いやりの心と規範意識を持った大人として成長するよう支援します。

【主な取組】

- ▶ 青少年が心豊かでたくましい人間に成長するよう、多様な体験や学習活動の機会を提供します。
- ▶ 子どもの読書活動の推進に努めます。

目標4 社会教育施設の整備と活用

公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の老朽化等に対する計画的・効率的な整備を行うとともに、各施設の有効活用を図りながら市民が利用しやすい管理運営に努めます。

施策1 社会教育施設の整備と管理運営体制の効率化

市民が快適に学習活動を行えるよう、社会教育施設の計画的な施設整備を行います。また、各施設の利便性の向上や効率的な管理運営を図ります。

【主な取組】

- 生涯学習の活動拠点である各施設・設備を計画的に整備します。
- 市民の学習機会拡大のため、図書館資料の整備に努めます。
 - ・ **大学や市立図書館の専門書の充実** 【アクション 4-(2)-10】
- 社会教育施設への指定管理者制度の導入について検討を行います。

施策2 市民の自主的な学習・文化活動の支援

市民の自主的な学習活動等を支援するため、市民が利用しやすい社会教育施設の環境整備や情報発信などのサービス向上に努めます。

【主な取組】

- 地域における市民の自主的な学習活動や文化活動を支援します。

施策の基本方向Ⅲ

豊かなスポーツライフの実現

(削 除)

施策の基本方向Ⅳ

文化財の保存と活用

郷土の歴史と文化に誇りを持ち、文化財愛護の精神を育み、未来へ伝える貴重な文化財の保存・整備及び公開・活用に努めます。

目標 1

文化財の保存と整備

指定文化財については、計画的に必要な保存修理を実施するとともに、整備の充実を図ります。未指定文化財や周知の埋蔵文化財については、その実態の把握保存に努めます。

施策 1

文化財の保存と整備の充実

当市の文化財を良好な状態で保存して次代に引き継ぐため、市民の理解と協力を得ながら計画的に保存整備を進めます。

【主な取組】

- 建造物は、活用方針を定めながら、保存修理を実施します。
- 史跡は、整備計画に基づき整備を促進します。
- 伝統的建造物群保存地区は、保存計画の見直しを図り、整備の促進を図ります。

施策 2

文化財調査の実施

未指定文化財や埋蔵文化財は、歴史的文化遺産として各分野別に現況調査し、その実態の把握に努め、文化財の指定及び保存の方法を研究します。

【主な取組】

- 埋蔵文化財は、必要に応じて発掘調査を実施し、調査結果を広く周知します。
- 未指定古建築物は、図面作成などにより記録保存を図ります。
- 美術工芸品など未指定の文化財は、所在調査を実施し実態を把握します。

施策3 伝統芸能・技術の保存と継承

地域に伝わる民俗芸能や伝統行事の保存・継承を支援します。伝統の技法により製品を作成するなど、古くからの技術を研鑽してもらうとともに、媒体による記録保存を推進し、継承に役立てます。

【主な取組】

- 津軽の古い漆塗りの復元を行い、技術の継承を行います。
- 民俗文化財の記録保存と、保存・継承を支援します。

目標2 文化財の公開と活用

文化財パンフレット刊行や広報活動、文化財の公開等により、市民への周知を図るとともに、文化財講座の開催や文化財修理・発掘調査現場の積極的な公開を行います。

施策1 文化財情報の発信

地域特有の文化は、市民の一体感を醸成して心豊かなコミュニティの形成を促します。

郷土の歴史や文化に対する理解と普及啓発を図るため、文化財に関する情報を収集、整理、発信するためのシステムを構築します。

【主な取組】

- 文化財に関する説明及び案内板を計画的かつ効果的に設置します。
- 冊子や市のホームページ等で文化財を積極的に紹介します。
- 市街図を利用して文化財マップを作成し、市民や観光客への活用を図ります。

施策2 文化財の公開の充実

文化財保護意識の高揚を図るため、市民や観光客に対し効果的なPR活動を行い、歴史や文化に触れて感動する機会を提供します。

【主な取組】

- 津軽に残る貴重な歴史・文化資料の展示施設の整備を図ります。
- 埋蔵文化財である出土品は、適正な保存・管理を図るとともに積極的に活用します。
- 未公開の文化財で公開が困難な場合は画像等により紹介します。
- 市所蔵の文化遺産を積極的に公開するため市立博物館常設展・企画展の充実を図ります。

施策3 ふるさと学習の展開

文化財や伝統文化について学び、郷土を愛する心の醸成と次代への伝統文化の継承につながるよう、体験の場や学習機会を提供します。

【主な取組】

- 興味と理解を促す教材資料を作成して、活用を図ります。
- 文化財修理現場・発掘調査現場を公開します。
- 文化財講座を実施します。

目標3 文化財を生かした教育の支援

子どもたちが文化財に直接触れる体験により歴史に興味をもち、郷土の良さを知り、愛着を感じてもらうようにします。

また、学校等との連携により、子どもたちや教員の文化財講座、研究会等への講師派遣や学習コンテンツ（内容・中身）作成への資料提供等により、学習を支援します。

施策1 体験学習の支援

子どもたちの郷土愛を育むために、ニーズに応じて学校教育の中に文化財を生かした学習の展開を支援します。子どもたちが、直接文化財に触れる機会を提供します。

【主な取組】

- 遠足等野外活動の機会を利用し、文化財に触れる体験を展開します。
- 学校へ文化財体験学習等を働きかけ、解説等で支援します。

施策2 講座等の開催による学習支援

子どもたちや教員それぞれに対応した講座等を開催し、文化財学習を支援します。

【主な取組】

- 子どもたちのための、文化財講座を開催します。
- 教員による研究会・研修会への講師を派遣します。

施策3 学習コンテンツ作成支援

郷土の文化遺産を学習するための教材等の作成を支援するとともに、文化財情報の提供に努めます。

【主な取組】

- 学習コンテンツ等を協同で作成します。
- 文化財教材の情報を発信します。

第5章 計画の推進に向けて

弘前市教育振興基本計画を実効あるものとするため、以下の五つの項目を掲げ、施策の効果的かつ着実な推進を目指します。

1 推進体制の整備・強化

計画を総合的に推進していくために、政策の立案、内部の横断的調整及び進行管理等を主担する部署の設置など教育委員会の組織の整備・強化が求められています。

2 連携・情報交換

社会全体で取り組む持続的な仕組みを構築するためには、まず、学校、教育委員会、関係団体等が横のつながりを密にし、共通理解のもとで取り組む必要があります。そのため、情報交換や協議の場を増やすとともに計画的で効率的な情報交換等のあり方についても検討が必要です。

3 情報の収集・発信と市民のニーズ等の把握・反映

社会全体で教育の振興を図るという観点から、教育に関する施策の取組状況などについて、その透明性を確保するとともに、市民のニーズを把握し反映させることが重要です。そのため、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めます。

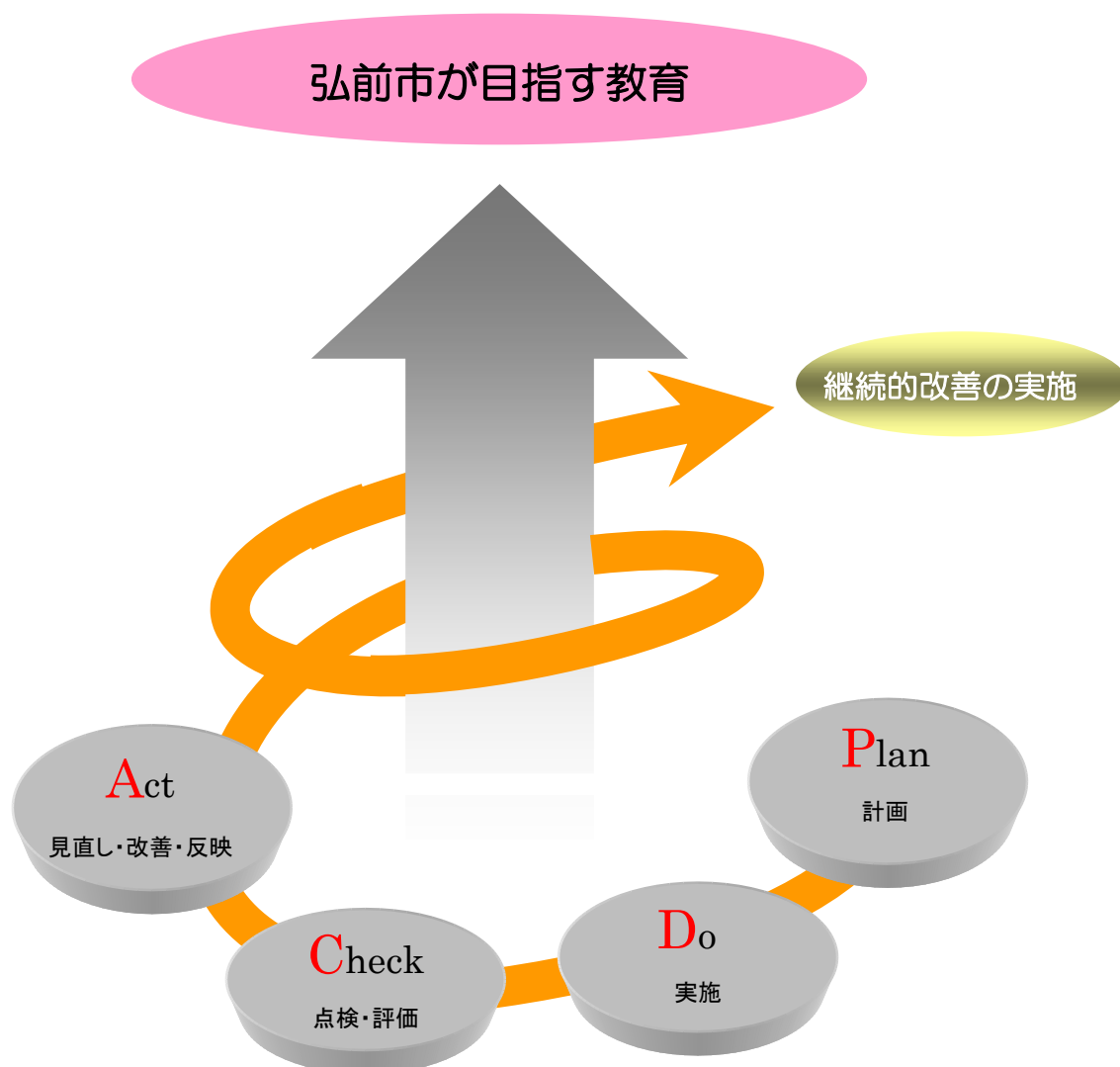
4 計画的・効果的な施策の推進

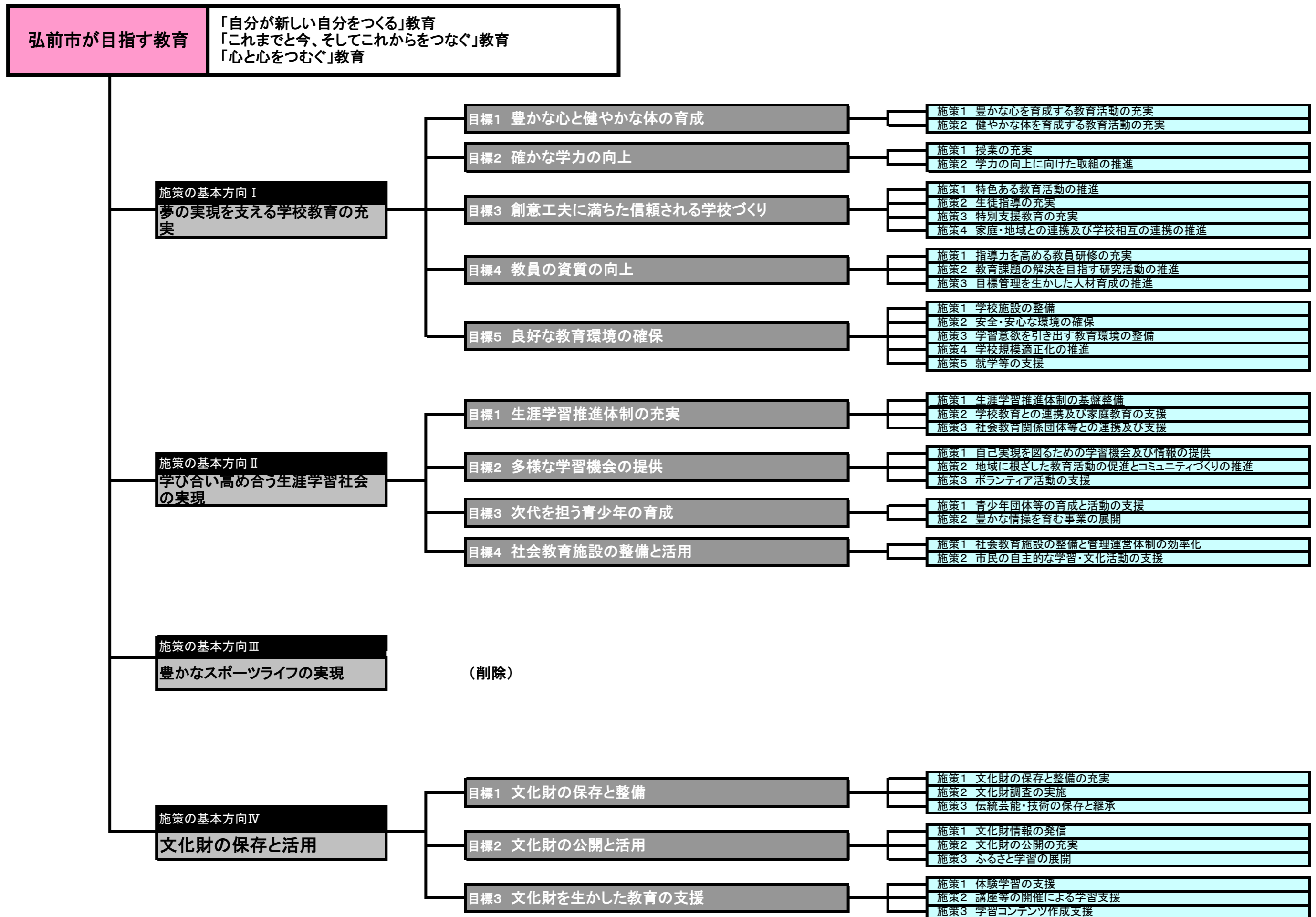
現下の厳しい財政状況を踏まえ、限られた予算を有効に活用する観点から、重点的に取り組むべき施策の選択と集中化を図るなど、計画的かつ効果的な施策の推進に努めます。

5 計画の進行管理

教育振興基本計画を効果的に推進するためには、定期的な事業の点検とその結果を施策にフィードバックさせることが必要です。そのため、計画を立て（P l a n）、実行し（D o）、その結果を評価し（C h e c k）、改善する（A c t）のP D C Aサイクルにより、進捗状況の点検及び評価を実施し公表します。

なお、短期間の評価に加え、前・後期及び計画期間における中長期的な見地に立った評価も併せて実施します。





夢実現弘前教育プラン

「弘前市教育振興基本計画」（一部改訂計画）

発行 平成22年12月（平成25年8月一部改訂）

弘前市教育委員会（教育政策課）

〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目1-1

TEL : 0172-82-1639

FAX : 0172-82-2313

E-mail : kyouikuseisaku@city.hirosaki.lg.jp

URL : <http://www.hi-it.jp/~hirokyoui/>

